

令和3年度岩手県青少年育成県民会議事業活動方針

I 令和3年度事業運営方針

1 事業運営の基本方向

- 岩手県青少年育成県民会議（以下「県民会議」といいます。）は、国及び県の施策と相呼応して、県民総参加による運動を展開することにより、次代を担う青少年の健全育成に寄与するとともに、青少年健全育成活動を通じて、地域社会に貢献することを法人の設立目的としています。
- これまで、県民会議では、青少年団体、青少年育成団体や市町村民会議のほか、行政や民間企業等と幅広い分野にわたるネットワークを形成し、相互の連携・協働を図るとともに、平成18年度からは、県から「青少年活動交流センター」（以下「センター事業」といいます。）の運営を受託、青少年育成に関する様々な取組を進めてきました。
- しかし、現在の青少年を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の更なる進行、技術革新や情報化社会の進展など、社会全体が大きく変化しており、世代間・地域間の格差、家庭や地域の養育力や教育力の低下などが懸念されています。
- ニートとよばれる若年無業者、ひきこもり、学校不適応、障がいなどの問題を抱える青少年が顕在化するとともに、スマートフォン等情報端末の高機能化に伴う違法・有害情報への接触と犯罪被害、ネットによるいじめ、ネット依存、さらには子どもの貧困や児童虐待など様々な問題が深刻化しています。
- また、本県においては、東日本大震災津波からの復興や地域づくりに当たり、その担い手となる青少年の健全育成活動の推進を図っていくためにも、行政はもとより、家庭、学校、地域及び関係団体が更に連携を強めながら取り組むことが求められています。
- 県民会議においては、平成27年3月に県民総参加による青少年の健全育成活動の指針として、「いわて青少年育成推進計画」を5年計画で策定し事業を推進してきましたが、令和2年3月、社会情勢の変化や新たな課題、国や県の施策動向を踏まえ、あらたな5ヵ年計画「いわて青少年育成推進計画2020」を策定しました。
- これにより「次代を担う青少年の健やかな成長と社会的自立の達成」に向け、『人』を育み、『地域』をつなぎ、『環境』を共に創る」を活動の大切な視点に位置づけ、健全育成に関わる全ての主体と、連携・協働・ネットワークに基づく活動を展開していきます。
- 事業運営に当たっては、
 - ①「青少年育成支援」
 - ②「自立と社会参加促進」
 - ③「家庭づくり・健全な環境づくり」の3つの体系により事業を計画的に推進、特に県との連携を更に強化し相互の協調を図りながら、重点方針を定めて効果的で総合的な活動を展開するとともに、活動の基盤となる組織体制（財政基盤、事務局体制）の強化等に努めるものとします。

2 令和3年度の事業運営（重点方針）

青少年をめぐる社会環境等の変化や行政施策の動向等を踏まえ、令和3年度事業運営の重点事項を次のとおりとし、その推進に取り組みます。

（1）事業運営の重点（活動の重点方針）

① 多様なネットワークの構築と連携の執れた事業の展開

- これまでの青少年関係団体等とのネットワークをもとに、社会生活に困難を有する青少年を支援するNPOや子どもの貧困に関わるNPO等が加わる重層的なネットワークを構築していきます。
- そのため、それぞれの取組に関して相互の理解を深める機会を設けるほか、県民会議が各団

体等と意見交換を重ねることを通じ、現在の青少年を取り巻く現状や課題に呼応した育成・支援のビジョンを共有し、多面的かつ連携のとれた事業展開が図られるよう取り組みます。

② 青少年関係団体等に対する支援の取組

- 青少年関係団体や各地域が持続的・継続的な育成・支援の取組を進めるためには、その担い手の育成が不可欠であり、各団体等において指導的役割を担うことができる人材の育成を支援します。
- また、県民会議が有する情報収集機能や情報発信機能を更に強化し、青少年関係団体等に幅広く情報を提供して、情報共有を図るなど、青少年の育成に関わる団体等がその事業を円滑に進められるよう必要な支援の取組を進めます。

③ 青少年の社会参加を進める取組

- 次の担い手となる青少年が、小さな年代から地域を越えた多様な交流等を体験することを通じて、幅広い視野に立った知見・見識や豊かなコミュニケーション能力を身に付けることができるよう広域的な取組を実施します。
- また、県民会議が実施する様々な事業において、その企画段階から若者がボランティアとして参加し、共に考え行動することを通じ、将来において社会的な意思決定過程や地域づくりに関わる活動への参加が図られるような取組を進めます。

④ 先導的な事業や新たな課題への取組

- 中高生や若者の間で急速に広まるネット依存、ゲーム中毒の予防、ネットによる犯罪に巻き込まれる危険の防止と、情報ネットワークを有効に活用できるような情報メディア対応の事業に取り組み、その成果について各地域への普及啓発を図ります。
- また、「子ども・若者育成支援推進法」の指定支援機関として、「青少年なやみ相談室」の運営等を通じ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族に対し必要な支援を行う仕組みとその充実強化に積極的に関わるなど、先導的な事業や新たな課題への取組を進めます。

⑤ 健全で明るい家庭づくりへの取組

- 家庭は子どもが初めて出会う社会であり、人としての生き方の基本を培う大切な場であるなど、青少年の健やかな成長の基盤は家庭にあることから、それぞれの家庭におけるふれあいや対話の重要性について、改めて家族自らが考えその認識を深めるよう取組を進めます。
- 実施に当たっては、「いわて家庭の日」の普及拡大を基本に、県と全面的な連携のもとに学校や地域、協賛企業等の協力を得ながら、ワーク・ライフ・バランス推進の動きも考慮しつつ、様々な機会を積極的に活用して必要な取組を進めます。

(2) 組織運営の重点（財政基盤と事務局体制の強化）

① 支出の抑制と収入の確保

- 事務事業の実施内容や事業費の支出状況を逐次点検し、適正な事業運営を行うとともに、事業運営費の支出の抑制・適正化を図ります。
- 会員、賛助会員の新規加入を促進するとともに、協賛企業の募集や外部団体の助成金などの積極的な導入に取り組み、収入の確保を図ります。

ア 会員の拡大

- 企業や団体に対し、青少年の健全育成活動の重要性についての理解の促進を図るとともに、公益法人に対する優遇税制について周知するほか、事業の共同実施者や参加者等への会員加入の働きかけを行うなど、正会員及び賛助会員の加入促進に努めます。

イ 協賛企業の募集等

- 企業や団体に対し、ホームページや広報紙、印刷物への企業広告の掲載の働きかけを行います。また、助成団体、企業等における各種助成制度の積極的な活用にも努めます。

② 事務局体制の強化

○ 組織体制や勤務体制の見直し等に適宜取り組み、内部研修の開催、外部研修への派遣などを通じて、職員の意識改革、専門性の向上を図ります。

ア 職員の意識改革と資質向上

○ 限られた職員体制の中、計画に定める事業を確実に遂行し、その結果を検証して、次へつないでいくためには、職員の意識改革と資質の向上が必要であり、内部研修の開催、外部研修への派遣などを通じて、職員の専門性の向上を図ります。

イ 情報の共有とコンプライアンスの徹底

○ 全職員が、常に共通の目標や認識を持ち、会員、関係団体を含め広く県民の信頼を得て事業を遂行できるよう、日頃から情報の共有と、法令や規範の遵守の徹底に配慮します。

ウ 勤務条件の改善等

○ 職員が責任と自覚をもって業務に携わるよう、働き方改革の動きに即して、任用や勤務体制の見直しなど、勤務条件の改善に努め、雇用環境の安定を図ります。

II 事業実施計画

令和3年度の事業計画を次のとおりとします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染動向や今後の社会情勢・収支の状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

※ 事業実施に当たっては、「三密」を避け、検温、マスク着用や手洗い等、感染予防対策を徹底し、さらにオンラインによる参加・視聴（ライブ配信、録画配信等）の導入を進めます。

※ 事業は、公益社団法人認可を受けた事業体系である「青少年育成支援事業（公益目的事業1）」、「自立と社会参加推進事業（公益目的事業2）」及び「家庭づくり・健全な環境づくり事業（公益目的事業3）」の大きく3つに区分しており、そのうち県民会議が独自に実施する事業については「法人事業」、県からの補助を受けて実施する事業については「県補助事業」、県から運営を受託している青少年活動交流センターの業務という形で実施する事業については「センター事業」と表記しています。

1 青少年育成支援事業（公益目的事業1）

青少年の健全育成の普及、啓発、助長を図るため、引き続き地域における青少年育成の中核である市町村民会議との連携を進めるほか、地域の青少年関係団体等における人材育成や活動に関する意見情報交換、青少年の健全育成に関する様々なデータについての情報発信を行うとともに、各団体、グループ、ボランティア等がそれぞれの地域で実施する活動の支援を行います。

(1) 青少年育成セミナー（研修会、関係団体意見・情報交換会）《法人事業》

県民会議の事業運営等に対する要望の把握や事業連携方策の検討、様々な課題に関する意見情報交換や講演会の開催等を通じて、市町村民会議ほか青少年関係団体等との連携強化と育成活動の活性化を図ります。

① 研修会、関係団体意見・情報交換会

期 日：令和3年10月～11月

会 場：アイーナ

対 象：市町村民会議・青少年関係団体役職員等

内 容：行政説明、青少年関係団体業務説明、講演 等

② 各市町村民会議、青少年関係団体等との意見交換・懇談会

期 日：令和3年7月～11月

会 場：各市町村民会議、青少年関係団体、市町村青少年所管課等

内 容：各地域に出向いての地域での青少年育成活動の実情と課題、市町村民会議及び青少年関係団体等との連携方策、県民会議の今後の在り方等に関する意見交換 等

(2) 青少年育成地域活動支援事業《法人事業》(※公益目的事業3「子どもと向き合う親の講座」と合わせて実施)

地域における青少年の育成支援活動の推進及び親の世代の子育て意識・教育力の向上を図るため、地域において青少年を対象として概ね10人以上の参加者により開催される体験・交流事業や青少年育成研修会等の実施に要する経費に対し助成します(新規事業を優先)。

対象：① 青少年の健全育成を目的とする体験、交流活動に関する事業

② 親子・家庭、地域における青少年の育成をテーマとする研修会等(「子どもと向き合う親の講座」)

助成額：1件当たり5万円以内(予算の範囲内で決定)

(3) 青少年育成指導者研修事業《法人事業》

市町村民会議員、青少年育成指導者等の指導・育成能力の向上や青少年の育成支援活動の活発化を図るため、各種研修会等を開催するほか、内閣府主催のブロック研修会や中央研修会等に関係者を派遣します。

(4) 青少年育成講師等派遣事業《法人事業》

青少年の育成支援活動に関わる実践者等のほか、様々な分野の人材を広く名簿に登録し、各地域で開催される研修会、講習会や青少年育成に関する事業に講師として派遣するとともに、研修会や講演会のプログラム等を企画提案します。

(5) 青少年育成貢献団体・貢献者表彰事業《法人事業》

優れた活動を行っている青少年、青少年育成指導者、青少年団体・グループ及び青少年育成団体等を広く顕彰するため、会員団体及び市町村から推薦を受け、選考委員会による審査を行ったうえで、対象者を決定し表彰を行います。

表彰は、次年度の通常総会(令和4年6月)の席上で行います。(予定)

(6) 青少年ボランティア活動促進事業《法人事業・センター事業》

年間を通じ青少年ボランティアを募集し、センターのボランティアスタッフとして登録して、希望塾の青年サポーターやセンター事業でのボランティアとして活動してもらうとともに、ボランティア登録者に対し、事業を通じたボランティアに関する研修の実施や、相互に交流・学習する場を設けること等により、ボランティアの育成とその活動の活発化を促進します。

ア 事業を通じたボランティアに関する研修の実施

いわて希望塾、いわて親子フェスティバル等の企画会議や打合せを通じた研修を行います。

イ ボランティア活動促進のための講座

こどもの心をつかむわくわくワークショップ(市町村民会議と共催)

期 日：令和4年1月

会 場：矢巾町公民館

対象者：保育士・幼稚園教諭・小学校教諭、ボランティア等

内 容：第1部 くぼたまさとによるおとなのための研修会

講師：久保田 雅人 氏

第2部 こどもの心をひらくコミュニケーション講座

講師：盛岡大学短期大学部幼児教育科助教 及川 未希生 氏

(7) 青少年健全育成広報事業《法人事業・センター事業》

青少年活動交流センターにおける各種事業の実施や青少年の育成支援活動の先進的取組等に係る様々な情報について、広報紙やホームページ等により広報活動を行います。

また、青少年に関わる様々なデータのほか、各種資料、報告書や論考等を加えて、青少年関係団体を始め広く県民に提供することを通じ、青少年健全育成運動の更なる活性化を図ります。

ア 一般広報事業

- ① 広報紙「青少年いわて」（年2回予定・各1,800部発行）
- ② インターネットによる広報
 - ・ホームページ：県民会議、青少年活動交流センター
 - ・ツイッター、フェイスブック、LINE
- ③ リーフレット
 - ・青少年活動交流センター運営リーフレット、「いわて家庭の日」啓発用リーフレット
 - ・「いわて家庭の日」啓発用グッズ（クリアファイル、ポケットティッシュ等）
 - ・青少年なやみ相談室PRカード

イ データベース事業

青少年に関わる情報について、県や市町村、青少年関係団体等が常に最新の情報を共有し、相互に連携のとれた事業展開がなされるよう、健全育成、保健福祉、教育、非行防止等の各部門がそれぞれ独自に保有する様々なデータや各種資料等をデータベースとして収集、整理・分類等を行い、青少年活動交流センターのホームページを通じて青少年の育成支援に関する情報の総合的な提供を行います。

(8) 青少年調査・研究事業《法人事業》

青少年を巡る厳しい社会経済情勢が続く中、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題について、県においては、平成28年度に子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会の設置や指定支援機関の指定を行い、平成29年4月には総合相談センターを設置するなど、支援体制の構築とその充実に取り組んでおり、そうした県の動向に応じて、今後の支援の在り方等についての調査・研究を実施します。

また、相談手段の多様化に対応するため、SNS相談、オンライン相談（ビデオ通話）に関する先進地等の調査・研究を実施します。

2 自立と社会参加推進事業（公益目的事業2）

次代を担う青少年の自立と社会参加を促進するため、社会人としての基礎的能力や地域づくり等への意識・意欲の向上を図るための研修・講座等を開催するほか、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の自立や支援を進めるための方策等についての学習の機会を提供します。

また、青少年やその家族等を対象とする「なやみ相談室」を運営し、様々な悩みや迷いに応じることを通じて、青少年の自立を支援します。

(1) わたしの主張岩手県大会《県補助事業》

次代を担う中学生が、未来に向けての夢や日常生活で感じたことなどについて発表する県大会を開催し、自らの主張を正しく理解してもらおう力を身に付けることや、地域社会との関わりについて考え、行動する契機とするほか、中学生の考えや行動に対する理解を深める機会とします。

期 日：令和3年9月15日（水）

会 場：盛岡劇場（盛岡市）

参加者：各地区代表者等 17名

(2) いわて希望塾《センター事業》

震災からの復興が進む沿岸地域において、県内の中学生が体験的活動や市町村の枠を越えた交流活動、復興についての学びを行うことにより、震災を風化させることなく、積極的に岩手の復興や地域づくりを担おうとする、心豊かで意欲に満ちた人材を育成します。

また、研修にはサポーターとして学生ボランティア等が参加し、ボランティアとの異世代交流を通じて幅広い考え方を養うとともに、ボランティア自身の学びの場としても活用します。

期 日：令和3年11月〈2泊3日〉

会 場：陸中海岸青少年の家（山田町）

参加者：県内中学生約120人、青年サポーター約20人

内 容：防災や復興を内容とした現地実習、塾長の講話と対話、グループワーク 等

(3) 青少年体験講座（「子どもの食事づくりワークショップ（クッキング）」）《センター事業》

小学生を主な対象とする講座において、調理など家事を手伝う積極性やマナーを学び、また、協力することの大切さや他者を思いやる心を養います。（※アイーナ指定管理者と共催）

期 日：令和4年2月

会 場：アイーナ6階調理実習室

内 容：ランチやデザートなどの食事作り、参加者の会食・交流

(4) 国際交流シンポジウム（国際理解・協力推進事業）《センター事業》

国際的視野と国際協調の精神を身に付けた青少年を育成するため、県内に在住する外国青年（留学生等）をスピーカーとして各国の事情、生活文化の紹介や日本で暮らす印象などを語るフォーラム及び県内青少年との交流会を行います。

期 日：令和4年3月

場 所：アイーナ

内 容：県内在住外国人による自国の紹介、生活様式、日本で暮らす印象などを語るフォーラム及び交流会

対 象：主として高校生以上

(5) 情報メディア対応促進事業《センター事業》

青少年のインターネットやスマートフォン等の利用が増え、有害情報で被害を受けたり、ネット上の誹謗、中傷、いじめ、更には「ネット依存」など青少年の健全育成上様々な課題が生じていることから、情報機器の正しい利用について地域での主体的な取組を促進し、青少年の健全育成を推進します。

また、有害情報等から青少年を守るための啓発活動のほか、情報メディアに関する相談や研修会開催についての相談にも応じます。

ア 情報メディア対応能力養成講座（4地域）

県内4地域において、青少年健全育成関係者や保護者を対象に、インターネット上の違法・有害な情報やネットの特性を利用した犯罪、モラルを逸脱した行為等により、青少年が被害者あるいは加害者になることを未然に防ぐため、ネットを巡る青少年の現状への理解を深め、情報メディアへの対応能力を養成するための講座を開催します。

期 日：令和3年10月～11月

会 場：盛岡市等県内4か所

内 容：指導者が青少年にネット利用について助言や指導を行う際のポイントや手法を紹介するほか、「ネット依存」に関する講座を開催

イ 情報メディア「出前」講座

PTAや保護者等からの要請に応じ、講師を派遣して、インターネットやスマートフォンを巡る青少年の現状への理解を深め、情報機器の正しく安全な利用が進むよう講座開催等を支援します。

期 日：令和3年4月～12月

会 場：県内各地域

講 師：青少年活動交流センター職員、登録ボランティア講師等

ウ 情報メディア対応機関連絡会議

情報メディア関係機関・団体等が相互に情報・意見交換を行い、最新の状況について共通認識を得るとともに、連携のとれた事業展開を行うことにより、相互の事業の効果的・効率的な推進

を図ります。

期 日：令和3年5月

内 容：最新のネット上の課題、地域における効果的な普及・啓発プログラム、相互の連携の在り方等についての協議・意見交換等

参加者：警察、総合教育センター、少年センター等

(6) 社会生活に困難を有する子ども・若者支援推進事業《法人事業・センター事業》

県民会議が子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者指定支援機関」の指定（平成28年12月指定）を受け、関係機関が行う支援を充実するため、人材育成及び交流を目的とする研修会等を実施することとされていることから、「社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー」として連続講座を開催し、関係機関のネットワークの構築と人材育成を進めます。

なお、セミナーは支援機関の関係者等に限らず子ども・若者支援に関心のある方であれば誰でも参加できる公開講座のかたちで開催します。

期 日：令和3年7月～令和4年2月（2回程度開催予定）

会 場：アイーナ

内 容：子ども・若者をめぐる課題をテーマとする連続講座

(7) 相談事業《センター事業》

相談室は子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」であることから、関係機関との連携強化を図りながら、拠点施設としての所要の役割を果たします。

ア 「青少年なやみ相談室」の運営

「青少年なやみ相談室」の相談員により、青少年の悩みや青少年活動に関する電話、面接又はメールによる相談に対応します。なお、「子ども・若者総合相談センター」として、「相談室」の幅広い周知と利用の促進に努めるとともに、関係機関との連携強化を進めます。

また、相談手段の多様化に対応するため、SNS相談、オンライン面談（ビデオ通話）に関する先進地等の調査・研究を実施します。

イ 青少年相談事例検討会の開催

各相談機関が有する相談事例の情報共有及び事例への対応の在り方を検討する機会を確保し、相談スキルの向上を図るとともに、相談機関相互の連携を強化し、問題を抱える子ども・若者への支援を更に進めるため、他機関等の相談員の参加による事例検討会を開催します。

期 日：令和3年8月（セミナー）、令和4年1月（模擬事例検討）

会 場：アイーナ

参加者：県内の青少年に関する相談機関の相談員

3 家庭づくり・健全な環境づくり事業（公益目的事業3）

青少年の健やかな成長の基盤である「家庭」の役割について、親等の認識・気付きを促し、親子のふれあい等、家庭の大切さを呼びかける啓発活動と実践活動への支援を行い、健全で明るい家庭づくり運動を推進します。

また、青少年が非行や未成年者喫煙等に陥らないよう、健全育成の環境づくりを進めます。

(1) いわて親子・家庭フォーラム《センター事業》

青少年の健全な育成・成長に果たすべき第一義的な責任は、家庭・保護者にあり、子育てには家庭における対話やふれあいが重要であることを啓発するとともに、地域全体で子育てを行う機運を醸成することを目的とし、子育て、家庭教育、親子の対話等をテーマとする講話とディスカッション等で構成するセミナーを開催するとともに、アイーナ全体を会場として、館内の入居団体との共催及びボランティアの企画段階からの参加等により、親子や家族で楽しみ、体験し、ふれあいを深めるイベントを開催します。

ア 子ども・家庭・地域に関する交流セミナー（滝沢市との SDGs セミナーとして実施）

期 日：令和3年9月25日（土）、10月16日（土）

会 場：ビッグルーフ滝沢大ホール（滝沢市）

内 容：第一部（9月25日）

SDGs に関する講演・ロールプレイングゲーム

第二部（10月16日）

発達障害の理解と支援に関する講演・ペアレントトレーニング演習

イ いわて親子フェスティバル（アイーナ内入居団体との共催及びNPO・企業等の協力による）

期 日：令和3年9月20日（月・祝）

会 場：いわて県民交流情報センター（アイーナ）

内 容：① 親子で楽しむ工作ショー・教室、SL乗車 等

② 親子で遊ぼう・親子で体験（親子で挑戦、親子で作る） 等

③ 「いわて家庭の日」絵画・ポスターコンクール作品展、ご当地キャラクター 等

運 営：会員団体や青少年ボランティアの企画運営への参画を図る。

(2) 「いわて家庭の日」普及拡大事業《法人事業・センター事業》

毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」とし、その普及拡大を図ります。このため「いわてのこどもを健やかに育む条例」の基本理念や国が進める「働き方改革」などともからめ、県との連携を基本に、関係団体や協賛企業の協力を得ながら広報活動を実施、学校・PTAを通じた周知、事業所への浸透に取り組み、県民運動としての一層の普及・定着を図ります。

① 市町村、会員団体への訪問等による広報紙への掲載等の協力要請

② 広報活動

③ 会員団体、関係団体の大会等でのチラシ配布、説明等（大会等に合わせて実施）

④ ホームページによる広報

http://www.aiina.jp/seishounen/kateinohiHP/fami_top.html

⑤ 「いわて家庭の日」カレンダーによる広報

⑥ 学校（教育委員会）・PTAと連携した家庭・地域への普及促進

⑦ 協賛企業の確保及び協賛企業との連携・共催による普及啓発活動の実施 等

(3) 「いわて家庭の日」絵画・ポスターコンクール《法人事業》

「いわて家庭の日」の取組の一環として、家庭への思いを深めるため、県内の児童・生徒を対象に、家族でどのような過ごし方をしたのか（わたしの思い出）等をテーマに絵画・ポスターを募集し、優秀作品を表彰します。また、優秀作品は、アイーナ等で展示します。

募 集：令和3年4月～9月

優秀作品：① 児童の部 最優秀1点、優秀2点、優良5点

② 生徒の部 最優秀1点、優秀1点、優良2点

※ 10月に選考委員会を開催して決定。

展示表彰：令和3年10月 アイーナ、同11月 北上市（展示・表彰）

(4) 子どもと向きあう親の講座《法人事業》（※公益目的事業1(2)「青少年育成地域活動支援事業」と合わせて実施）

家庭の役割を地域全体で再認識し、家庭の養育力、地域の教育力の向上を図るため、地域活動団体の行う講演などを開催する費用の一部を助成します。

対 象：親子・家庭、地域における青少年の育成をテーマとする研修会等で、おおむね10人以上の参加者により構成されるもの

助成額：1件当たり5万円以内（予算の範囲内で決定）

(5) 親子ふれあい広場「観武ヶ原まつり」《法人事業》

毎年、青少年会館のある盛岡市みたけ地区において、地域住民、青少年育成活動者等が一体となって開催される「観武ヶ原まつり」に関し、その実施に協力します。

期 日：令和3年9月（予定）

会 場：岩手県青少年会館

内 容：青少年団体等によるゲーム、屋台、バザー及びアトラクション等

(6) 非行・被害防止県民大会の開催等

ア 青少年を非行・被害から守る県民大会《県補助事業》

「社会を明るくする運動岩手県推進委員会」との共催により実施します。

期 日：令和3年7月14日（水）

会 場：アイーナ 7階小田島組☆ほ〜る

内 容：講演、アトラクション、宣言等

イ 青少年の非行・被害防止県民運動の実施《法人事業》

「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月1日～31日）」に呼応し、関係機関、団体や地域住民の相互協調、共通理解のもとに、青少年の非行・被害の防止活動を進めます。

また、引き続き、「朝のあいさつ運動」「愛の一声運動」の推進を図るとともに、万引き防止対策に取組み、関係機関・団体と協力して非行防止運動を推進します。

ウ 未成年者喫煙防止及び薬物乱用防止等啓発活動の推進《法人事業》

関係機関・団体と提携を図りながら、ポスターの配布等啓発運動を推進します。

(7) 災害復興支援事業《法人事業・センター事業》

東日本大震災の被災者支援、県民とアイーナとの絆づくりを目的に、県民会議会員の青少年団体等の参加（売り子等）を得て、復興バザーをアイーナ連携事業として共催します。

期 日：令和3年6月、9月（予定）

会 場：アイーナ4階 県民プラザ

内 容：フリーマーケット（被災地からのブース、一般ブース等）の収益を寄付、その他

4 その他の事業（青少年育成器材貸出事業）《法人事業・センター事業》

青少年の活動や青少年育成事業に必要とされる器材について関係団体の利用に供します。

- ① 視聴覚器材（ワイヤレスアンプ、スクリーン、ビデオプロジェクター 等）
- ② その他（紙芝居、ギター、ハンドメガホン、トランシーバー 等）

5 県民会議機関の運営

(1) 通常総会

期 日：令和3年6月16日（水）

会 場：アイーナ

(2) 理事会

期 日：令和3年5月19日（水）、6月16日（水）、令和4年3月下旬

会 場：アイーナ

(3) その他

必要に応じ、会長、副会長等による会議を開催します。